

第8講 アーカイブとそのネット公開

1. アーカイブとは

1) アーカイブの役割 archive、archives (pl : plural=「複数の」の省略形)

原義は古文書や古記録のコレクションやその保管庫。日本語では文書館や公文書館とするが、私文書や統計、写真や映像のアーカイブも古くから存在する。施設より書庫、書棚、記録群のイメージ。公文書の保存の場合、保存期間内は業務担当部署で保管し、保存期間が過ぎれば公文書館に移管して保存するのが正常な方法である。日本では、十分には実現しておらず条例未制定の地方自治体も多い。archive の日本語表記はアーカイブ、アーカイヴ、アーカイブス、アーカイヴス、アーカイブズ、アーカイヴズと揺らぎがある。

「文書」の読み方として、現在も効力があるものは「ぶんしょ」、効力を失ったら「もんじょ」と呼び分けることがある。さらに日本史では、意思決定過程を示すものは「文書 [もんじょ] 」と数字を羅列したような「記録」を分ける言い方もある。参考まで。

2) アーカイブは権利を証明する

アーカイブは欧米で発達してきた。これにはアーカイブが個人の権利を証明する機能があるからだ。土地や権利を所有していることの証明は文書でおこなう。手元に証明書類がない場合、家内に伝来してきた話を証明する文書がアーカイブには残されているかも知れない。あるいは先祖を探したり特定する、これも相続の権利の証明になる。このような場面でアーカイブは個人の利益や権利と結びついている。そのためアーカイブの立地は都市の中心や交通の便利な場所が選ばれている。

一方、日本ではアーカイブは博物館や県立図書館にしばしば見られるような遠隔地に置かれていることも目立つ。アーカイブは研究者や好事家など一部の人が利用する特殊な機関という認識が一般的なのかも知れない。

3) アメリカではアーカイブは国の根本

アメリカは、独立宣言や憲法の下に人民が集まり成立した。国の出発点は文書にある。よって文書を極めて大切にし、アーカイブにも権威がある。国の根本、ご本尊様が「独立宣言」「合衆国憲法」「権利章典」といえる。

国立公文書館で「アメリカ独立宣言」を見る（個人サイト） <http://m-mikio.world.coocan.jp/usaind3.htm>

諸外国国立公文書館の参考事例 <https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kentou/20200205/sankoushiryou2.pdf>

「神殿」に文書をおさめる米国：朝日新聞GLOBE+ <https://globe.asahi.com/article/11627119>

4) 博物館や図書館との違い

アーカイブと博物館の現時点での外形的な違いは、コレクションが文書かそれ以外にも及んでいるかにある。しかし成り立ちは大きく異なり、収集物を一般に公開したものであるのに対し、アーカイブは行政機関の文書の保管庫から始まりそれが一般に公開される形を歩んできた。そう考えると、フィルムアーカイブは映画の博物館と定義しても間違いではない。ただフィルムアーカイブは実際の上映、現在ではデジタル化して、が目的に含まれる。この点、博物館の資料は資料の本来目的での使用には供されないことが多く資料の機能面では差がある。

図書館とアーカイブの現在の日本での違いは、図書館の蔵書は利用を目的としたもので、アーカイブは保存が目的。また図書館が収蔵するのは不特定多数の一般や会員を読者とする本や雑誌、アーカイブは特定少数の人だけが用いる業務文書を保管している。そして図書館では利用の少ない本や雑誌は廃棄する。アーカイブは原則永久保存である。アーカイブと図書館との機能面での差は大きいといえる。

なお、文学館は作家の博物館でアーカイブとは別である。文学館がアーカイブを持つことはある。

2. 国内外のアーカイブ

1) 日本のアーカイブ

図書館やarchiveを用いた施設をあげる。外交史料館は国際関係の権利や義務を証明する文書を保存しており、アーカイブの役割が明確である。NHKアーカイブスはインターネットで視聴可能な映像も提供している。

国立公文書館 <http://www.archives.go.jp>

外交資料館：外務省

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/index.html>

北海道立文書館 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/mnj/>

国立映画アーカイブ <https://www.nfaj.go.jp>

NHKアーカイブス <http://www.nhk.or.jp/archives/>

施設は埼玉県川口市に所在

2) 国外のアーカイブ

国外のアーカイブでは欧米の施設が充実しているが、韓国

の奎章閣 [けいしょうかく、규장각 キュジャンガク] も大半の文書がインターネットで利用可能である。カナダ・ブリティッシュコロンビア州アーカイブ (BC Archives) はウェブサイトがわかりやすく英語アーカイブ利用の手始めに適している。

アメリカ国立公文書館 <https://www.archives.gov>

カナダ・ブリティッシュコロンビア州アーカイブ <https://search-bcarchives.royalbcmuseum.bc.ca>

奎章閣 (日本語) <http://e-kyujanggak.snu.ac.kr/LANG/jp/main/main.jsp>



3. インターネット上のアーカイブ

1) デジタルアーカイブ

デジタルデータによるアーカイブや、インターネットで利用可能なアーカイブをデジタルアーカイブという。概念としては「有形・無形の文化資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管し、随時閲覧・鑑賞、情報ネットワークを利用して情報発信」とされる*。これは和製英語とされる (*p.6)。実際 "digital archive" で検索した結果は143件とわずかで、その多くは日本のサイトで海外のものは少数である。

前回触れたOPACがメタデータの提供であるのに対し、デジタルアーカイブは文書データそのものにアクセスが可能なものとなっている。英語圏おそらく他の欧州諸国でもインターネット公開したカタログやデータベースは、わざわざ「デジタル」などと断らずに公開したり open access や著作権切れ (public domain) というカテゴリーで扱っている。ネット公開は大々的に宣伝する事象ではなく、当然の手段ということだろう。資料のインターネット公開であればデジタルコレクション digital collection という名称が普通である。

*総務省. 2012. デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン

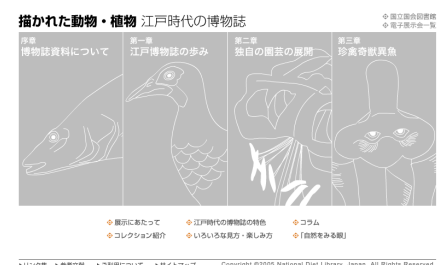
http://www.soumu.go.jp/main_content/000153595.pdf [media2022_8-2.pdf](#)

2) 国内の事例

国内でデジタルコレクションのネット公開の先進事例は国立国会図書館と国立公文書館で、横断検索やデジタルコレクションの紹介も積極的である。

国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) について

https://warp.da.ndl.go.jp/info/WARP_Intro.html



1905まで休憩

国立国会図書館「描かれた動物・植物 江戸時代の博物誌」（上図） <http://www.ndl.go.jp/nature/index.html>

国立国会図書館「デジタルコレクション」 <http://dl.ndl.go.jp/>

国立公文書館「デジタルアーカイブ」 <http://www.digital.archives.go.jp/>

国立公文書館 デジタルアーカイブ/横断検索 <https://www.digital.archives.go.jp/globalfinder/cgi/start>

国立機関に加え自治体や大学のデータベースを含めたメタデータの横断検索が可能

アジア歴史資料センター 資料現物のデジタルコレクション <https://www.jacar.go.jp>

3) 海外の事例

Internet Archive <http://www.archive.org/>

ウェブアーカイブのほか書籍のデジタルコレクションもある

“Wayback Machine” 削除済みウェブページのアーカイブの日本語解説

https://warp.da.ndl.go.jp/contents/recommend/world_wa/world_wa02.html

Open Library 著名な書籍のデジタルコレクション <http://openlibrary.org/>

たとえばダーウィンの種の起源が閲覧出来る The Origin of Species

http://openlibrary.org/books/OL23264120M/The_Origin_of_Species

バチカン図書館の手書き文献のデータ化

Digita Vaticana | Digitalizzazione Manoscritti Biblioteca Vaticana

NTT Dataのプレスリリース

<http://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2014/102001.html>

日本語の紹介サイト（読み込み遅い） <http://www.digitavaticana.org/?lang=ja>

ニューヨークのメトロポリタン美術館のデジタルコレクション

The Met Collection | The Metropolitan Museum of Art <https://www.metmuseum.org/art/collection>

大英博物館のデジタルコレクション Collection | British Museum <https://www.britishmuseum.org/collection>

パリ市内14の美術館所蔵の作品画像15万点が自由利用可へ。フランスでは初の試み | 美術手帖 上図

<https://bijutsutecho.com/magazine/news/headline/21254#.Xv7S5t-89zp.twitter>

美術手帖 MAGAZINE EXHIBITIONS ARTISTS MUSEUMS / G

HOME > MAGAZINE > NEWS > HEADLINE > パリ市内14の美術館所蔵の作品画像15万点が自由利用可へ...

NEWS / HEADLINE - 2020.2.1

パリ市内14の美術館所蔵の作品画像15万点が自由利用可へ。フランスでは初の試み

パリ市内14の美術館のコレクションを管理する公共団体「Paris Musées（パリ・ミュゼ）」が、約15万点の作品画像を「オープン・コンテンツ」として無料で利用可能にするを発表した。セザンヌやクールベ、レンブラントらの作品を高解像度で鑑賞することが可能となる。

f t v p



02-14 | セザンヌ「The Inauguration」1876年 © CC0 Paris Musées / Musée des Beaux-Arts de la Ville de Paris / Fotofest



パリ市立近代美術館やパリ市立アディ・パレ美術館など、パリ市内14の美術館のコレクションを管理する公共団体「Paris Musées（パリ・ミュゼ）」が、これらの美術館が所蔵する約15万点の作品画像を「オープン・コンテンツ」として無料かつ制限なく利用可能にしている。

4. アーカイブの国際標準記述

1) 標準化も進む

資料や情報のメタデータの標準化が進められているのと同様、アーカイブでもメタデータの標準化がおこなわれている。いまずぐに覚えることは必要ないが、このような略語が登場しても慌てないようにしたい。

2) ISDIAH: International Standard for Describing Institutions with Archival Holdings

International Council on Archives (ICA)* 国際公文書館会議によるアーカイブ所蔵機関の標準的記述。施設や組織の表記の標準化である。*<http://www.ica.org/en/isdiah-international-standard-describing-institutions-archival-holdings>

アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準 [上記の公式和訳]

http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/isdiah_jpn.pdf

中島康比古・水野京子（2014）国際標準に基づくアーカイブズ所蔵機関情報記述の試みー国立公文書館を事例としてー 紀要「北の丸：国立公文書館報」に掲載された解説論文。実際に国立公文書館をISDIAHで記述したらこうなった。 http://www.archives.go.jp/publication/kita/pdf/kita46_p056.pdf

渡辺悦子（2016）アーカイブズ所蔵機関情報の記述に関する国際標準（ISDIAH）とその周辺

http://www.archives.go.jp/publication/kita/pdf/kita48_p035.pdf

3) ISAD(G): General International Standard Archival Description - Second edition

アーカイブ資料のメタデータの標準記述。資料の来歴や伝来を重視した仕様になっている。

<http://www.ica.org/en/isadg-general-international-standard-archival-description-second-edition>

公式和訳は掲載されていない。紹介は下の「国際標準記録史料記述の一般原則」など

田窪直規 (2002) 国際標準記録史料記述一般原則：ISAD(G)：その基本構造・考え方と問題点

https://www.jstage.jst.go.jp/article/rmsj/44/0/44_KJ00003906953/_article/-char/ja/

吉田昌弘 (2010) 一般記録史料記述の国際標準ISAD(G)の解釈論の意義とその試み

https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=17489&item_no=1&page_id=28&block_id=31

柳沢美美子 (2004) 国際標準記録史料記述の一般原則：ISAD(G)と方法としてのコンテクスト—目録記述の目的と

方法 https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10325001_po_2003yanagisawakiyou.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

4) 全体解説

アーカイブズ記述の組織化に関する最近の動向 情報組織化研究グループ月例研究会報告 (2014.7)

<http://josoken.digick.jp/meeting/2014/201407.html>

5. 博物館は公文書管理法の対象外

2009年に成立、2011年に施行された「公文書に関する法律」（公文書管理法）は日本初となる国の公文書管理の基本法で、現用文書と非現用文書の統一的な管理ルールを定め、歴史資料として重要な文書の評価や選別をおこなう仕組みを導入することや保存制度を新設した。下記「概要」では法律のポイントとして、1) 統一的な文書の管理ルールを法令で規定、2) 移管制度の改善、3) 文書管理をチェックする仕組みを導入、4) 外部有識者・専門家の知見を活用、5) 特定歴史公文書等の利用促進、の5つをあげる。ところが国立の博物館や図書館は「歴史資料等保有施設」として同法の適用対象外とされた。

博物館とアーカイブはともに資料の保存機関である。しかし文書管理上、博物館と公文書館でまったく異なる扱いとなる事例である。乱暴に言えば、博物館の文書資料は研究や鑑賞の目的としての物体、公文書館のものは非現用文書ではあるが現実にはさまざまな影響力のある証明書として存在している。

対象となる機関等 公文書管理制度 - 内閣府 <https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/about/kikan/kikan.html>

公文書管理法の概要 - 内閣府 <https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/about/gaiyou/gaiyou.html>

公文書管理法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=421AC0000000066>

公文書管理法とはどのような法律なのか https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/53/2/53_2_79/_pdf

6. 国会図書館が自宅で利用可能に

先月から国会図書館のデジタル化資料が個人で閲覧できるようになった。それまでは一部資料に留まり、大半は公共図書館での閲覧が必要だった。印刷も来年1月から可能になる

「個人向けデジタル化資料送信サービス」開始のお知らせ | 国立国会図書館—National Diet Library

https://www.ndl.go.jp/jp/library/news/1237186_1484.html

【レポート2作業】 インターネットで公開されているデジタルコレクションとその資料を紹介する

詳しくは [media2022_8-3.pdf](#) を参照。今日の授業時間ではデジタルコレクションやアーカイブの選択、可能であれば紹介文書の作成が課題です。完成形pdfの提出期限は来週示します。